

教生学第654号
平成30年11月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
様

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊藤順二

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発等への協力依頼について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

警察庁では、自動車対歩行者の事故の大半が道路横断中に発生していることなどから、運転者に対する信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底、歩行者に対する横断歩道付近における交通ルールの遵守について、広報啓発・指導を強化し、平成30年11月22日から同月28日までの1週間、全国一斉の信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間を設け、全国警察を挙げて、運転者・歩行者双方の遵法意識の高揚を図ることとしています。

つきましては、学校等において、この機会を捉え、児童生徒等に対する交通ルール遵守に関する指導の徹底をお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）



事務連絡

平成 30 年 11 月 12 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するため
の広報啓発等への協力依頼について（依頼）

この度、標記について、警察庁から文部科学省に対し別紙のとおり協力依頼
がありました。

警察庁では、自動車対歩行者の事故の大半が道路横断中に発生していること
や、信号機のない横断歩道における事故では自動車の横断歩道手前での減速義務
が不十分であること、道路横断中の事故の多くが横断歩道以外の箇所で発生
していることなどを踏まえ、運転者に対する信号機のない横断歩道における歩
行者優先の徹底と歩行者に対する横断歩道付近における交通ルールの遵守につ
いて、広報啓発・指導を強化しており、その一環として、平成 30 年 11 月 22
日から同月 28 日までの 1 週間、全国一斉の信号機のない横断歩道における歩行
者優先等を徹底するための広報啓発強化期間を設け、全国警察を挙げて、運転
者・歩行者双方の遵法意識の高揚を図っていくとのことです。

同期間中、全国警察において、交通需要の多い横断歩道付近における運転者
・歩行者双方に対する関係機関・団体と連携した広報啓発等に取り組むことか
ら、各都道府県教育委員会等におかれましては、周知をいただくとともに警察から
依頼がありましたら、御協力をお願いします。

また、この機会を捉え児童生徒等に対する交通ルール遵守に関する指導を徹
底していただくようお願いします。

つきましては、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれましては域内の市
町村教育委員会に対し、周知するようお取り計らい願います。

【問合せ】

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
tel : 03-5253-4111 (2695)
fax : 03-6734-3794

警察庁丁交企発第269号
平成30年11月12日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
課長 三好圭 殿

警察庁交通局交通企画課
課長 太刀川 浩一

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発等
について（お願い）

平素から警察行政の各般にわたり御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

警察庁では、自動車対歩行者の事故の大半が道路横断中に発生していることや、信号機のない横断歩道における事故では自動車の横断歩道手前での減速義務が不十分であること、道路横断中の事故の多くが横断歩道以外の箇所で発生していることなどを踏まえ、運転者に対する信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する横断歩道付近における交通ルールの遵守について、広報啓発・指導を強化しています。

その一環として、平成30年11月22日から同月28日までの1週間、全国一斉の信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間を設け、全国警察を挙げて、運転者・歩行者双方の遵法意識の高揚を図っていくことといたしました。

同期間中、全国警察において、交通需要の多い横断歩道付近における運転者・歩行者双方に対する関係機関・団体と連携した広報啓発等に取り組むこととしておりますので、貴省から各都道府県教育委員会等に対しまして、この取組について周知いただきますとともに、都道府県警察から協力要請があり得ることについての御連絡をお願い申し上げます。

本件担当
警察庁交通局交通企画課安全係
電話 (03) 3581-0141 内線5032

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

原議保存期間	1年(平成32年3月31日まで)
有効期間	二種(平成32年3月31日まで)
警察庁丁交企発第256号、丁交指発第96号	
平成30年10月23日	
警察庁交通局交通企画課長	
警察庁交通局交通指導課長	

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発・指導の強化について（通達）

この度、過去5年間の自動車対歩行者の交通事故を分析したところ、その大半が道路横断中に発生しており、信号機のない横断歩道での交通事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多発していた。また、道路横断中の交通事故の発生場所の約7割は横断歩道以外であり、うち約8割は歩行者側にも法令違反が認められた。

このような交通事故を抑止していくためには、自動車運転者に対して横断歩道に関する交通ルールを再認識させ、歩行者優先を徹底させていくとともに、歩行者に対しても横断歩道付近等における交通ルールを指導し、運転者と歩行者双方の遵法意識の高揚を図っていかなければならない。

加えて、交通事故死者数に占める歩行中死者の割合が欧米諸国に比べ高いことや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、歩行者優先が定着している諸外国からの訪日外国人観光客の増加が見込まれることを考慮すると、横断歩道上の安全確保に向けた対策を速やかに講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、今後、信号機のない横断歩道における歩行者優先等について広報啓発及びその違反者に対する指導を強化する必要があるので、各都道府県警察にあつては、下記の取組事項につき実効のある取組を推進されたい。

記

1 取組事項

(1) 横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種広報啓発活動

運転者に対し、横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を再認識させること。

また、歩行者に対して、横断歩道付近等における交通ルールを遵守しつつ横断歩道を渡ることの周知を徹底すること。

(2) 横断歩行者等妨害等に対する指導

運転者に対し、横断中はもとより横断しようとする歩行者の保護に資する指導を重点的に行うとともに、子供・高齢者の横断が多い箇所においては引き続き適切に検挙

措置を講ずること。

また、歩行者に対して、横断歩道付近における横断歩道外横断等法令違反に対する指導を的確に実施すること。

2 実施上の留意事項

- (1) 本件取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、実態に応じ、広報啓発と指導を適切に組み合わせた諸活動の推進に留意すること。
- (2) 歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を総合的に勘案して、登下校時の通学路や高齢者・外国人の横断の多い箇所を重点とするなど取組の実施路線や時間帯の選定が効果的なものとなるよう配意すること。
- (3) 広報啓発に当たっては、対象に応じた関係機関・団体との適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などの連携強化に留意すること。
- (4) 取締りを行う場合は、取締りが適正に行われるよう従事員に対する教養を徹底すること。
- (5) 受傷事故の絶無を期すため、路面、交通状況等に応じた方法等により指導取締りを行うとともに、違反告知等は安全な場所に誘導した上で行うこと。

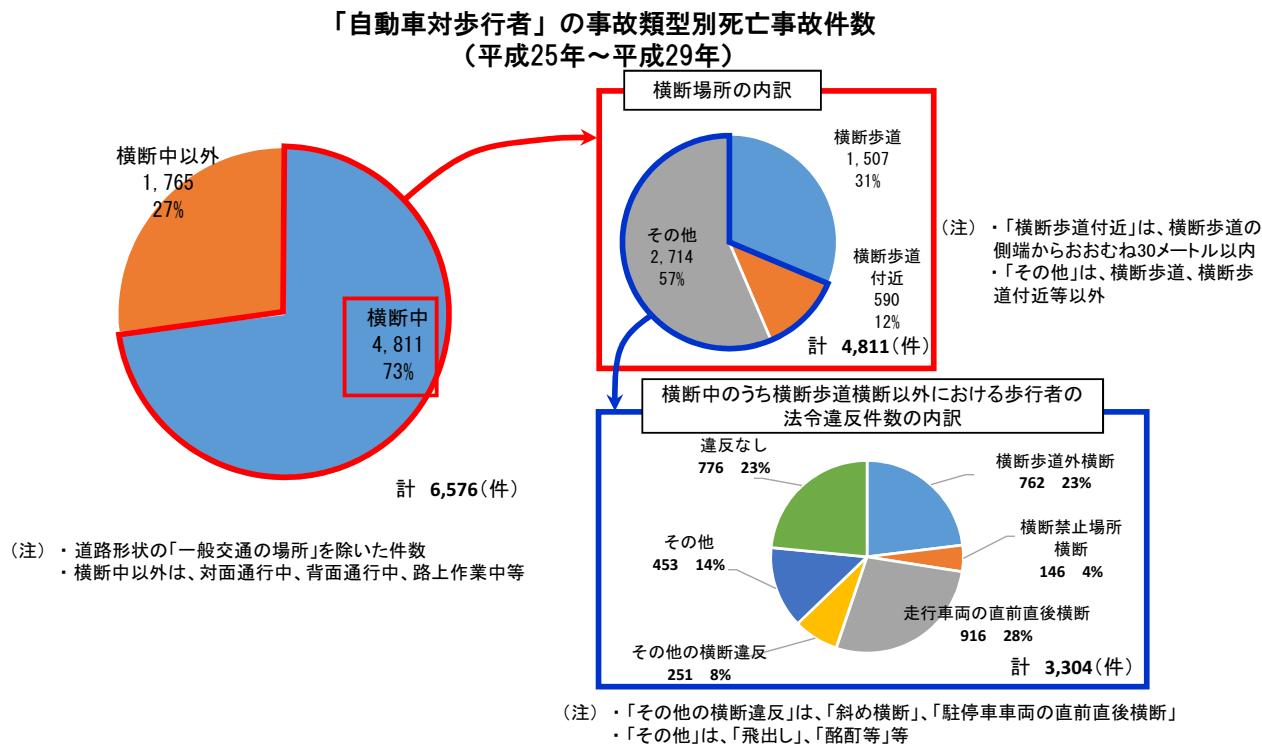
3 全国一斉広報啓発について

横断歩道における歩行者優先等を徹底するための上記取組につき一層の促進を図るため、本年11月下旬ころを目途に、全国一斉広報啓発強化期間を設ける予定としているが、詳細については別途通知する。

参考 「自動車対歩行者」による事故の事故類型別の死亡事故件数(全時間帯)

- 事故類型別では、横断中が約7割を占めている。
- 横断場所の内訳では、横断歩道以外での発生が約7割で、横断歩道以外の横断における歩行者の約8割に法令違反あり。

図 「自動車対歩行者」死亡事故の事故類型別件数(平成25年～平成29年)



参考 信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数

- 死亡事故の自動車の危険認知速度別では、時速40km/h～60km/hが多くなっている。

【横断歩道等における歩行者等の優先】(道路交通法第38条関係)
車両等は、横断歩道等に接近する場合は、当該横断歩道等の直前で停止できる速度で進行しなければならない(歩行者等がないことが明らかな場合を除く)。

図 信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数(平成25年～平成29年)

信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数 (平成25年～平成29年)

